

政府税制調査会
活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合

2025年5月29日
一般社団法人 人事労務システム協議会

本日の内容

1. 一般社団法人 人事労務システム協議会について
2. イメージ3案に対する当協議会からの意見

1. 一般社団法人 人事労務システム協議会について

名称 一般社団法人 人事労務システム協議会 (旧 社会保険システム連絡協議会)

設立 令和6年5月 (前身の社会保険システム連絡協議会は平成27年6月に設立)

事業概要

- ・人事労務(HR)関連の行政当局と業界との連絡調整
- ・「Code for e-Gov(e-Govに関する官民共創の場)」への参画
- ・HR領域での政策提言(定額減税の実施、個人住民税特別徴収税額通知の電子化、社会保険の電子申請など)
- ・テーマごとの制度解説セミナーの開催 等

会員数 59社 (令和6年10月現在)

Mission

行政と事業者をつなぐ架け橋となり、社会保険手続、給与、勤怠、税務等の業務課題解決を推進することで、より公正で効率的な社会を実現します。

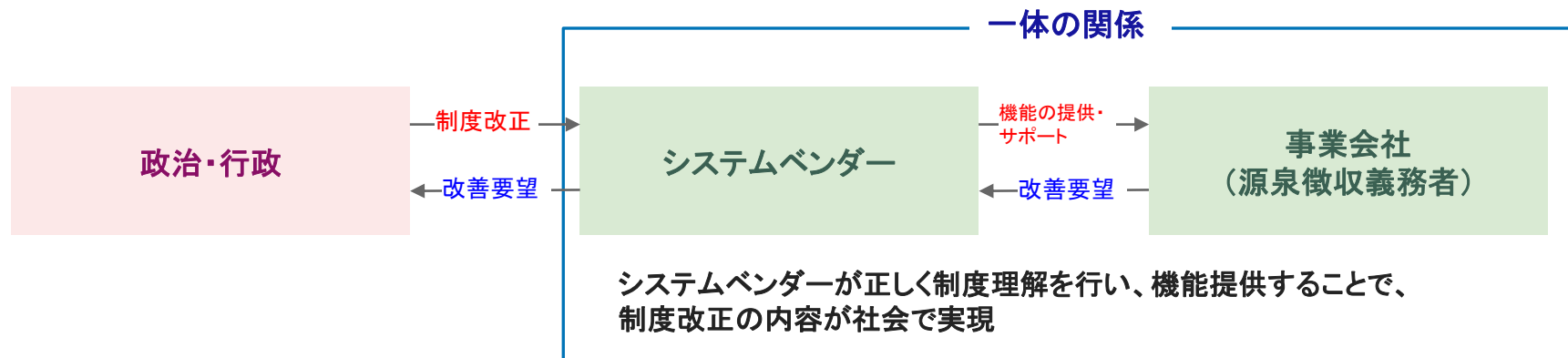
Vision

HR業界を代表する団体として、業界の発展と社会的信用の向上を目指します。行政との強固なパートナーシップを築くことでデジタル化を推進し、50年先まで続く団体として「ヒト」と「ヒト」をつなぐ場を提供します。

源泉徴収義務者とシステムベンダーの関係について

大手・中堅企業を中心に、企業は人事労務、財務会計等のシステムを導入して業務にあたっています。そのため、企業（源泉徴収義務者）が法令に即した対応を行うためには、企業が日頃利用するシステムが制度改正に対応した機能を提供している必要があります。

その意味で、**源泉徴収義務者と我々システムベンダー（会員）は一体の関係で源泉徴収業務にあたっている**といえます。



- 今回、企業現場での実運用を預かる我々へのヒアリング機会をいただいたことは、大変ありがたいと考えています。
- 本件に限らず、人手不足で苦しむ企業現場への過度な負担を避けるとともに、社会において制度の実効性を高めるためには、**現場での運用を踏まえた制度とすることが必要**です。そのためには、今回のように、制度設計の検討段階で我々実務者の意見に耳を傾けていただくことが肝要です。

2. 「考えられる具体的な物価調整のイメージ」3案に対する意見

3案に共通して、以下2点の留意事項をクリアしていただく必要があります。

1. 基礎控除額の変更のみとするなど、複雑な制度改正とならないこと
2. 業務に必要な情報(様式など)を法成立後の4月前半に公開し、十分な準備期間を確保すること

留意事項① 基礎控除額の変更のみとするなど、複雑な制度改革とならないこと

物価変動に伴う改正が基礎控除の金額変更のみであれば、パラメータ変更程度の対応で済み、システム改修負担は軽微です。しかし、以下の想定例のような**基礎控除額以外の変更**も行われると、

- システム改修にかかる工数が増大
- 従業員への説明や問い合わせ対応など源泉徴収業務は複雑化かつ高負担

→**毎月の源泉徴収での実施は非常に困難となります。**

〈源泉徴収業務／システム対応が難しくなる改正の想定例〉

- ・基礎控除の対象範囲を変更
- ・昨年の定額減税のような期中からの控除開始
- ・時限的な上乘せ(あるいは減額)措置
- ・X+1年の1月に遡及して施行 など
- ・従業員からの申告(従業員から回収する情報)の追加
- ・新たな控除の創設や既存の控除の方法へ影響
- ・所得制限や所得に応じた階段状の設定

**3案に共通し、スムーズな源泉徴収のためには、
複雑な改正ではなく基礎控除額の変更のみとすることが必要**

年末調整での対応

月次の源泉徴収での対応が難しい場合、年末調整での処理を求められることが想定されますが、年末調整は既に企業に大きな負担(従業員への周知、従業員からの各種申告書の回収・チェック、税額計算、証明書の原本保管、申告等)が発生しており、**企業は年末調整でこれ以上の負荷を担う余裕はありません。**

とくに、令和7年度税制改正で新設された「**特定親族特別控除**」は、企業が従業員の特定親族の合計所得金額を正確に把握することは難しく、**年末調整のやり直しなど負担が増大することが予想**されます。

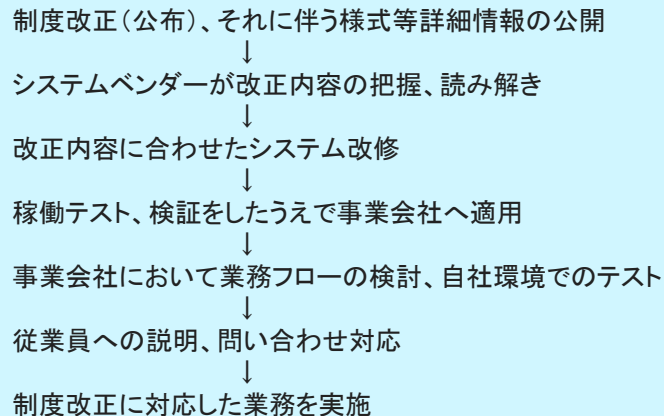
留意事項② 業務に必要な情報(様式等)を早期に公開し、十分な準備期間を確保すること

制度の決定(公布)から施行までの期間が短い場合、短期間対応による事務負担増ばかりでなく、必要な準備が間に合わずに法定内容を期日までに実施できない源泉徴収義務者が発生する可能性が高くなります。

スムーズな制度実施のためには、月次の源泉徴収であれば「源泉徴収税額表」、年末調整であれば「基礎控除申告書」に代表される各種様式類が早期(法成立後速やかに4月前半が理想)に確定、公開され、システムベンダー及び源泉徴収義務者が各ステップをしっかりと踏んで体制を整えることが必須です。

源泉徴収、年末調整いずれの場合でも、必要情報を早期に公開し、システムベンダー及び源泉徴収義務者が必要な対応をとるための十分な準備期間の確保が必要

制度改正から業務への反映までの主なステップ



近年の情報公開の傾向

源泉徴収義務者の多くは、例年10月頃から年末調整に着手するところ、近年は必要情報(申告書、源泉徴収票等)の確定、公開が9月中旬以降と遅くなっており、**短期間での対応を迫られています**(次ページ参照)。

過大な業務負荷を避けることや法令通りの業務遂行を行うためにも、早期の情報公開が必要です。

【参考1】 年末調整のスケジュール概要

	国会・政府による情報公開等	システムベンダーの動き	企業(源泉徴収義務者)の動き
3月	税法成立		
4月	「源泉所得税の改正のあらまし」公開		
5月		情報の把握、読み解き	
6月			
7月	【暫定版公開】基礎控除申告書等各種申告書、申告書XML定義書(ドラフト版)		
8月		暫定情報で開発準備	
9月	【確定版公開】給与所得の源泉徴収票、法定調書合計表、基礎控除申告書等各種申告書、源泉徴収簿、「年末調整のしかた」等	確定情報で開発	【準備】従業員への周知等
10月	申告書XML定義書(更新)		【年末調整開始】 ・従業員から申告書等を回収 ・提出物の内容チェック ・控除証明書等の保存管理 ・税額計算、申告 ・12月給与等で従業員へ還付等(給与計算への反映)
11月			
12月	税制改正大綱		
1月			源泉徴収票、給与支払報告書の提出
2月			

確定情報公開から非常にタイトなスケジュールでシステム開発と提供を実施している状況

【参考2】 会員システムベンダーからの声(一部紹介)

■総論・前提について
制度設計は可能な限りシンプルなものとしていただきたい。源泉徴収義務者の負担軽減や従業員の理解の観点、また、最低限の生活費の保障という基礎控除の趣旨を踏まえ、複雑な所得制限などは可能な限り避けていただきたい円滑な対応のため、基礎控除申告書等の情報は可能な限り早く公表していただきたい。
基礎控除以外にも、X+1年の施行の改正に関するシステム対応が毎年あることを認識いただきたい。
年末調整または確定申告での対応を見込んだ改正（X+1年の所得への適応）は、源泉徴収義務者や税理士への負担が大きい
■イメージ1 毎年物価調整を実施
社会保険料の料率改定と同様に対応すること自体は可能であると思料
必要最低限の生活費を保障する基礎控除額を物価にスライドさせるとの趣旨からすれば、社会的にはイメージ1が望ましい面もあると思料
インフレ調整という政策目的と照らすと案1が望ましいと思料
基礎控除の金額変更のみであれば、それほど工数をかけずに毎年の対応が可能
イメージの3案の中では、イメージ1が望ましいと考える。
従来の基礎控除は定額であるため、物価の変動が実質的な税負担の増加に繋がる場合があった。
租税の理念である「負担の公平」、すなわち納税者の担税力に応じた税負担が重要な指標であることを踏まえれば、毎年調整の機会を設けることにより、より適切な税負担に近づける。
懸念されている事務負担の影響を無視することはできないが、変動に対応する専用項目を追加して増減を管理するなど、改修範囲を限定する工夫により負担を抑えることは可能であると思われる。
政府側の配慮（変動額の単位や一度決定した表区分を安易に変更しないなど）もお願いしたい
■イメージ2 定期的に物価調整を実施
3案のなかでは、数年に1回の対応であるため源泉徴収義務者の負担は低くなる
■イメージ3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施
案3については、いつ改訂されるのか予見可能性が最も低いことから、源泉徴収義務者の体制整備等が難しく、最も望ましくないと思料する
■その他
制度の枠組み自体を毎年変更するようなことは避けていただきたい（例：基礎控除の適用対象条件の変更など、合計所得金額の上限値変更、合計所得金額に応じた控除額の規定における合計所得金額の各レンジ幅（下限値～上限値）の変更、合計所得金額の各レンジ幅の細分化（数を増やす）、特定扶養控除など他の制度に影響を及ぼす事項
（現在の案ではそうになっていないが）X+1年に改訂（＝税制改正成立年の1月にさかのぼり適用）とすると、毎年、年末調整又は確定申告で対応する必要が生じ、源泉徴収義務者や確定申告者の負担が過大になるため、厳に避けていただきたい基礎控除金額以外の変更（例：所得に応じた階段性、基礎控除の適用対象の変更、時限措置で上乗せ/減額など複雑化、新たな控除の創設など）があると、影響テストも含めて対応工数は指数関数的に増加。毎年の対応は困難。

【参考3】源泉徴収義務者(ユーザー)からの声

イメージ1について

業種	意見概要
小売業 約11,000名	物価変動をタイムリーに反映できるイメージ1がよいのではないかと。しかし、事務負担については、制度改革の影響範囲がどこまで及ぶかで大きく変わる。基礎控除額変更だけでは十分対応可能と思うが、その他の控除も見直すとなると従業員周知の面で課題(従業員が扶養範囲の変更気付いていないなど)がある。
金融業 約3,800名	実務担当者視点では、3年ごとより1年ごとの業務変更の方が対応漏れが起きにくいと考える。(担当者変更による引継ぎなど勘案) また、物価のタイムリーな反映も考えるとイメージ1がよいかと考える。
サービス業 約24,000名	非課税や扶養控除の判定も含めての変動ということかと思われるが、従業員の制度理解の点、例えば、当年から家族が新たに被扶養の範囲に入ることに気付かず申告が漏れるなどが懸念事項。 周知も含めて源泉徴収義務者の事務とする場合、イメージ1であれば、「扶養の所得範囲は毎年見直される(可能性がある)から、毎年金額を確認する必要がある」ことを従業員に意識してもらいやすい。そのため、従業員からの問い合わせ対応や再計算といった源泉徴収義務者の工数も抑制されるものと思われる。

イメージ2について

業種	意見概要
パルプ・紙 約38,000名	イメージ2がよいと思う。 物価のタイムリーな反映が一番望ましいとは思いますが、システム対応や業務担当者への負担を鑑みると、負荷が集中し、現場での運用が回らなくなるのではないかと感じる。
化学 約1,400名	「イメージ2:定期的に物価調整を実施」が妥当と考える。 見直し時期は、生活保護制度や年金の財政検証と同様に5年で見直しがよいのではないかと(急激な物価変動が生じた場合は緊急措置)。
サービス業 約71,000名	イメージ2の3年見直しがよいかと考える。実務としては、システム設定以外にも各種マニュアル整備も行うが、イメージ1では毎年のマニュアル更新が必要となり、業務負荷が増す。 また、期中での変更や遡及して施行などのスケジュール的に無理がある制度変更はやめていただきたい。 なお、先般の定額減税の際、ある税務署から、海外赴任している社員に対して確定申告を促すよう指示された。このような源泉徴収業務から外れる負荷も企業は担っていることを認識いただきたい。

その他

業種	意見概要
鉄道 約900名	源泉徴収義務者としての実務視点ではイメージ2、3の方が負荷は軽微と考える。しかし、制度趣旨からすると物価確認のスパンが短いイメージ1がよいのではないかと。